

平成 19 年 6 月 18 日

金融庁 総務企画局企業開示課 御中

全国銀行協会

「証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係内閣府令案の公表について」に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「企業内容等の開示に関する内閣府令（案）」（[別紙5]）について

(1) 「第四号の三様式 四半期報告書」の開示項目について

四半期報告書は、開示の適時性・迅速性が求められるため、早期開示と情報の有用性の観点から、下記の開示項目について再度検討していただきたい。

第1「4 従業員の状況」

四半期ごとに連結ベースの従業員数を作成することは、集計に時間を要するなど負担が重いことから、本項目は削除するか、あるいは提出会社の計数のみの開示としていただきたい。

第2「2 経営上の重要な契約等」

上場企業が証券取引所の上場規則に則り実施する適時開示において、経営上の重要な契約は開示されることになっており、四半期報告書で開示する有用性は乏しいと考えられるため、本項目は削除していただきたい。

第2「3 財政状態及び経営成績の分析」

海外においても四半期開示でいわゆるMD & Aの開示は求められていない。

また、本記載の作成負担は重く、早期に開示が求められる四半期報告書においては、定性的情報は極力減らしていただきたい。

第4「1(1) 株式の総数」

発行可能株式総数を変更するには、一般的に株主総会の手続による定款変更が必要になるため、株式の発行可能株式総数が四半期毎に変動することは考え難い。また、情報の有用性も低いと考えられることから、直前の有価証券報告

書に記載した発行可能株式総数から変動があった場合のみに開示することにしていただきたい。

第4「1(1) 発行済株式」

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則案」第88条においても発行済株式総数の注記が求められており重複感がある。また、株式交換等による発行済株式総数の大幅な増加の場合等を除く、期中の単純なストック・オプションの行使による微増等については有用性があるとは考え難い。

したがって、本項目は削除するか、あるいは直前の有価証券報告書の計数から大幅な変動があった場合のみ開示することとしていただきたい。

また、「(記載上の注意)(13)b」において、株式の種類ごとに株式の具体的内容を記載することが求められているが、種類株式を多数発行している会社にとっては作成負担も重いため、直前の有価証券報告書における記載内容から変更があった場合のみ開示することとしていただきたい。

第4「1(2)新株予約権等の状況」

新株予約権等の状況についても、直前の有価証券報告書に記載した内容から条件変更等、重要な変更がある場合のみの開示としていただきたい。

単純に役職員に付与した既存の新株予約権の行使を受けた新株予約権数の減少は、ライツプランの発動や大幅な希薄化を伴う新株予約権の行使に伴う減少などとは情報の有用性に大きな差異がある。このため、単純な権利行使による新株予約権の減少や役職員に業務執行の対価として付与した新株予約権等については、条件変更等があった場合を除き記載を省略させていただきたい。

第4「1(4)発行済株式総数、資本金等の状況」

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則案」第92条において、「株主資本の金額に著しい変動があった場合には主な変動事由を注記する」こととされている。このため、「(記載上の注意)(16)b」の資本金及び資本準備金の推移の記載は必要ないと考える。また、発行済株式総数についても、微増減については情報の有用性が乏しいと考えられるため、開示は大幅な変動があった場合のみに限定していただきたい。

第4「1(6)議決権の状況」

四半期における情報の開示が必要となる理由が明確でなく、当該情報の有用性は乏しいと考えられるため、本項目を削除していただきたい。

第4「2 株価の推移」

インターネット等により各企業の株価の日足データ等が簡単に取得できるようになっており、速報開示が求められる四半期報告書に敢えて記載する有用性を感じないため、本項目は削除していただきたい。

第5「1 四半期連結財務諸表」

「(記載上の注意)(22) e」において、四半期レビュー報告書を四半期連結財務諸表に添付する旨の記載があるが、特定事業会社の第2四半期は、四半期レビューではなく中間監査基準により監査を受けることになるため、特定事業会社における中間監査報告書添付の扱いを追記する必要がないか確認したい。

(2) 適用初年度の扱いについて

前年同四半期連結会計年度等、前年同期の開示は適用初年度においては記載不要であるとの理解でよいか確認したい。

2. 「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令案」[別紙4]について

(1) 「財務報告」の定義について(第2条第1号)

財務報告について、「財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る外部報告」とされているが、すでに公表されている「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」および「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について」では、「財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る外部報告」と定義が異なっているため、両者の関係につき明確にしていきたい。

(2) 「第一号様式 内部統制報告書」について

「最高財務責任者の役職氏名」を記載した場合には、代表者と同様に、金融商品取引法第197条の2にある個人の罰則適用の対象となるか確認したい。

「(記載上の注意)(4)」において、「会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名を記載する。」とあるが、明確に最高財務責任者を定めている場合に限るとの理解でよいか確認したい。日本公認会計士協会監査基準委員会報告第3号「経営者による確認書」では、「代表取締役又は代表執行役以外の取締役又は執行役が財務諸表の作成業務を担当する部署を所管している場合には、当該取締役又は執行役」の署名も求められているため、当該取締役又は執行役も「最高財務責任者」の対象となるのか確認したい。

「(記載上の注意)(7) c、d」において「財務報告に係る内部統制の評価手続の概要」、「財務報告に係る内部統制の評価の範囲」を挙げているが、記載すべき範囲などが明確でないため、記載例などを追加していきたい。

3. その他

(1) 金融商品取引法の規定との関係について

金融商品取引法第24条の4の2および同第24条の4の4の規定により、有価証券報告書と併せて確認書および内部統制報告書を提出する場合において、EDINETの登録順序は、「有価証券報告書、確認書、内部統制報告書」の順序でよいか確認したい。

金融商品取引法第24条の4の4第4項において、内部統制報告書の添付書類は内閣府令で定めることとされているが、この点は何時手当てされるのか確認したい。

(2) 「事務ガイドライン」について

企業会計審議会の内部統制部会において議論にあがっていた「事務ガイドライン」が整備される予定とされているが、具体的なスケジュールについて確認したい。

以 上